

# 五泉市公共工事環境配慮指針



水と緑を未来へ紡ぐ 人と地球にやさしいまち

せんと  
泉都ごせん

平成22年3月

(平成27年4月改正)

## はじめに

都市の急速な発展に伴い、市民生活の基盤となる社会インフラ整備を進める公共工事は重要な役割を担ってきました。また、近年では情報化、少子高齢化などの社会情勢の進展から、公共工事においても高度化、多様化する市民ニーズへの対応が求められています。

一方、地球温暖化や廃棄物問題の深刻化を背景として、市民の環境保全意識は一層の高まりを見せています。

このような状況において、社会資本を整備する公共工事は、自然環境の改変など、様々な環境負荷を発生させる可能性があることから、市民の関心も高く、実施にあたっては、可能な限り環境への負荷を低減したうえで、市民の理解及び社会的合意形成に努めていく必要があります。

これらを踏まえ、本指針は、公共工事における環境配慮の基本的な指針として、工事の計画から設計、施工に至る各段階において環境への影響を検討し、実施すべき配慮事項について取りまとめたものです。

また、本指針は、公共工事における環境負荷の低減に関して、PDCA サイクルに則った継続的改善を進めていきます。

平成 22 年 3 月

## 平成27年指針改定にあたって

五泉市公共工事環境配慮指針は、「社会資本を整備する公共工事は、自然環境の改変など、様々な環境負荷を発生させる可能性があることから、市民の関心も高く、実施にあたっては、可能な限り環境への負荷を低減したうえで、市民の理解及び社会的合意形成に努めていく必要があります」として、平成22年に策定しました。

この指針の改定にあたって、平成22年に示した必要性については、策定当時と変わるところはありません。そればかりか、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原発事故を契機として、我が国におけるエネルギーのあり方について議論が高まり、再生可能エネルギーの活用及びエネルギー使用の合理化について、いっそうの配慮が求められるようになりました。

これらを踏まえ、本指針は、公共工事における環境配慮の基本的な指針として、工事の計画から設計、施工に至る各段階において環境への影響及び中長期的なエネルギーの使用の合理化を検討し、実施すべき配慮事項について取りまとめたものです。

また、本指針は、公共工事における環境負荷の低減に関して、PDCAサイクルに則った継続的改善を進めていきます。

平成27年4月

## 1 目的

本指針は、五泉市が実施する公共工事における環境配慮の基本となるものであり、環境に対する負荷を継続的に低減することを目的としています。

また、五泉市環境基本計画にある「環境配慮型公共工事の推進に関する指針」としても位置づけます

## 2 基本方針

本指針の基本方針は、五泉市環境基本計画を基に、次のとおり設定します。

環境基本計画			公共工事環境配慮指針
基本目標	環境目標	施策方針	基本方針
豊かな自然と風土を育み、未来に継承するまちづくり	豊かな自然とふれあえる場をつくる	自然とふれあえる空間の保全と創造	→ 里山、親水空間等の保全と創造
	豊かな植生と生態系を守る	森林環境の保全	→ 県内産木材などの地域の自然素材の活用
		山岳地と里山等の動植物の保護	→ 野生動植物保護対策の充実
	自然と歴史が調和した景観づくりを進める	自然景観等の保護と創造	→ 自然・歴史景観の保護と創造
		歴史景観等の保護と創造	
	きれいな水と大地、さわやかな空気のもとで、穏やかに暮らせるまちづくり	潤いと安らぎが感じられる快適環境をつくる	快適で人にやさしい生活空間の確保
身近な緑の確保			→ 緑化の推進
さわやかな空気を守る		大気汚染の防止	→ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭など公害の防止
		悪臭の発生抑制	
良好で安全な生活環境を保つ		騒音と振動の防止	
全ての物を健全に循環させ、資源を大切にす環境負荷の少ないまちづくり		資源循環型の社会をつくる	廃棄物の適正処理の推進
	5Rの普及促進		
	環境に負荷をかけない製品の使用の拡充		→ グリーン購入の推進
次世代のために地球環境の保全に貢献するまちづくり	地球温暖化を防ぐ取組を進める	省エネルギーの推進	→ 省エネルギーの推進と新エネルギーの導入
		新エネルギー導入の促進	
		オゾン層保護と酸性雨の防止	→ オゾン層の保護と酸性雨の防止
—	—	—	→ 関係法令の順守

### 3 適用範囲

本指針は、五泉市が発注する全ての工事について適用することとし、環境配慮事項は、技術的、経済的に困難な場合を除き確実に履行するものとします。

ただし、災害復旧事業については、本指針の適用を除外することができるものとします。

### 4 配慮事項

本市が実施する公共工事の配慮事項を定めます。

#### 《配慮事項》

環境基本計画	公共工事環境配慮指針			
基本目標	→	基本方針	→	環境配慮事項
豊かな自然と風土を育み、未来に継承するまちづくり	→	里山、親水空間等の保全と創造	→	貴重な動植物の生息・生育環境や生態系の保全のため、大規模な土地の改変・自然環境の著しい改変の回避に努める。 ※回避が困難な場合、自然環境並びに野生生物の生息環境等に対し影響の少ない構造や代替地の創出、在来種の活用や構造物の覆土等に努める。
		野生動植物保護対策の充実	→	
		地元産木材など地域の自然素材の活用	→	
	→	自然・歴史景観の保護と創造	→	建築物・構造物・仮設物の構造及び形態、色彩、緑化等について、周辺環境・自然環境との調和及び良好な景観形成に努める。
きれいな水と大地、さわやかな空気のもとで、穏やかに暮らせるまちづくり	→	快適で人にやさしい生活空間の確保	→	透水性舗装の積極的な導入や植栽面積の確保等により、自然の水循環に配慮する。
			→	節水型機器や排水再利用及び雨水利用設備の採用に努め、水資源の有効利用に配慮する。
	→	緑化の推進	→	樹木等の存置や移植、現存植生を考慮した植栽、郷土種の採用や自然環境の多様性を高める樹種構成を検討する等、積極的な緑の保全や緑化に努める。

	→	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭など公害の防止	→	日照障害、電波障害、風害の防止に努める。
			→	粉じんの発生及び飛散防止に努める。
			→	騒音及び振動の発生に配慮した工法や建設工事機械・設備を採用する。
			→	悪臭の発生防止に努める。
			→	工事車両による周辺環境への影響回避に努める。
全ての物を健全に循環させ、資源を大切にす環境負荷の少ないまちづくり	→	廃棄物の適正処理と5Rの普及促進	→	建設（資材）廃棄物・発生土等の排出抑制、有効利用（再資源化等）、適正処理に努める。
			→	建設（資材）廃棄物の再資源化を図るとともに、再資源化が困難なものについては適正処理する。
			→	建設（資材）廃棄物の再資源化により得られた物・資材を率先して利用する。
			→	構造物・建築物の長寿命化及び維持管理の低減に努める。
		→	将来における環境変化に対応するため、建築物のフレキシビリティの確保に努める。	
	→	グリーン購入の推進	→	国等による環境物品等の調達に推進に関する法律及び五泉市グリーン購入基本方針*1に基づき、公共工事において積極的な調達に努める。
次世代のために地球環境の保全に貢献するまちづくり	→	省エネルギーの推進と新エネルギーの導入	→	高効率機器、新エネルギーの設備の導入に努める。
			→	自然採光、自然通風を活用し、照明及び冷房、換気に対する負荷の低減に努める。
		→	高断熱・高气密といった省エネルギーに配慮した設計・建設資材の活用に努める。	
	→	オゾン層の保護と酸性雨の防止	→	フロンを使用する工法を避ける。
—	→	関係法令の順守	→	関連する環境法規*2の遵守を徹底する。

## 5 運用・評価

- 環境配慮指針の実施状況については、『環境配慮事項チェックリスト』を用い3、(1) 計画、(2) 設計、(3) 施工の各段階において発注者（又は営繕担当）が確認することにより、公共工事の発注における環境配慮を促します。

### (1) 計画段階

環境への影響回避という観点においては、計画段階での検討が最も効果的である点を踏まえ、十分な検討を行ったうえで、設計及び施工段階へ反映させます。  
⇒ 予算を要求する段階（予算要求締切時）で配慮事項を満たすものであったかを振り返ります。

### (2) 設計段階

計画段階における環境配慮事項の実現に向けて、より詳細な検討を実施したうえで、特に建設リサイクル\*<sup>3</sup>の推進に重点を置くとともに、エネルギーの使用の合理化や施設等の長寿命化に配慮した設計に努めます。  
⇒ 工事を発注する段階（経費の執行同時）で配慮事項を満たすものであったかを振り返ります。

### (3) 施工段階

計画・設計段階における環境配慮事項に適合した施工計画を立案するとともに、工事関係者に対し適切な指導及び監督を行い、環境配慮に向けて一体となった施工を実施します。  
⇒ 工事が完了した段階（検査時）に当該工事が最終的に配慮事項を満たすものであったかを振り返ります。

- チェックリストの作成を求める工事は、土木工事・建築工事ともに500万円以上のものとします。ただし、その年度における公共工事の発注状況等を勘案し、当該年度において別の金額と定めることができるものとします。
- チェックリストは、工事検査が完了次第、五泉市環境対策推進本部（事務局：環境保全課）に報告するものとします。

## 6 改定

本指針は、社会状況等の変化、もしくは、運用状況等により改定が必要と認められた場合は、五泉市環境対策推進本部の承認を得て改定します。

## 7 その他

本指針の運用にあたって必要な事項は別に定めます。

## 8 適用期日

本指針は、平成27年4月1日から適用します。

## 資料編

### 【参考1】

#### 五泉市グリーン購入基本方針における公共工事関連の特定調達品目

分類	品目名	
	(品目分類)	(品目名)
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土
		土工用水砕スラグ
		鋼スラグを用いたケーソン中詰め材
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ
	コンクリート用 スラグ骨材	高炉スラグ骨材
		フェロニッケルスラグ骨材
		鋼スラグ骨材
		電気炉酸化スラグ骨材
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
		中温化アスファルト混合物
	路盤材	鉄骨スラグ混入路盤材
		再生骨材等
	小径丸太材	間伐材
	混合セメント	高炉セメント
		フライアッシュセメント
	セメント	エコセメント
	コンクリート及び コンクリート製品	透水性コンクリート
	鉄鋼スラグ水和固 定体	鉄鋼スラグブロック
	吹付コンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	塗料	下塗用塗料（重防食）
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
		高日射反射率塗料
	防水	高日射反射率防水
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コン クリート製品）
	園芸資材	バークたい肥
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
	道路照明	環境配慮型道路照明
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
タイル	陶磁器室タイル	
建具	断熱サッシ・ドア	
製材等	製材	
	集成材	
	合板	
	単板積層材	



	フローリング	フローリング
	再生木工ボード	パーティクルボード
		繊維板
		木質系セメント板
	ビニル系床材	ビニル系床材
	断熱材	断熱材
	照明機器	照明制御システム
	変圧器	変圧器
	空調用機器	吸収冷温水器
		氷蓄熱式空調機器
		ガスヒートポンプ式空気調和器
		送風機
		ポンプ
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
	衛生器具	自動水洗
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器
		洋風便器
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠
		合板型枠
建設機械	—	排出ガス対策型建設機械
		低騒音型建設機械
工法	建設発生土有効利用法	低品質土有効利用工法
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	舗装（表層）	路上表層再生工法
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
目的物	舗装	排水性舗装
		透水性舗装
	屋上緑化	屋上緑化

【参考2】

公共工事に関連する主な環境法令の一覧

主な法規等
環境基本法
循環型社会形成推進基本法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入）
大気汚染防止法
騒音規制法
水質汚濁防止法
悪臭防止法
振動規制法
地球温暖化対策の推進に関する法律
エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）
高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
五泉市環境基本条例
五泉市自然環境保全条例
五泉市の廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例
五泉市公害防止条例

【参考3】

建設リサイクル

建設リサイクルについては、北陸地方建設リサイクル推進計画（北陸地方建設副産物対策連絡協議会策定）に基づき、公共工事におけるリサイクルの徹底に努めるとともに、目標の達成を目指します。

※下図は北陸地方建設リサイクル推進計画 2008 の達成状況。

対象品目	指標	推進計画2002( H17目標)	H17実績	H22 目標 (中間目標)	H24 目標	H27目標
コンクリート塊	再資源化率	98%以上	98.6%	98%以上	98%以上	98%以上
アスファルト・コンクリート塊		96%以上	98.1%	98%以上	98%以上	98%以上
建設発生木材		60%	68.2%	75%	77%	80%
建設発生木材 <sup>※1</sup>	再資源化・縮減率	90%	90.7%	95%	95%以上	95%以上
建設汚泥 <sup>※1</sup>		60%	74.5%	80%	82%	85%
建設混合廃棄物	排出量	363.6万t (H12比-25%)	292.8万t	220万t (H17比-25%)	205万t (H17比-30%)	175万t (H17比-40%)
建設廃棄物全体 <sup>※1</sup>	再資源化・縮減率	88%	92.2%	93%	94%	94%以上
建設発生土	有効利用率 <sup>※2</sup>	(75%)	(62.9%) 80.1%	85%	87%	90%

※1縮減を含む。  
縮減とは、焼却、脱水などにより廃棄物の量を減ずる行為をいう  
※2( )の数値は現場内完結利用を含まない有効利用率

環境配慮事項チェックリスト

工事物／所在地		五家市	工事の種類	記入年月日
		/	市内 建築工事	
環境配慮事項		計 画	設 計	施 工
		チェック（○、×、－）にあたっての補足説明や履行の内容等について特記すべき事項 （○：実施した、×：実施していない、－：該当しない）		
1. 豊かな自然と風土を育み、未来へ継承するまちづくり				
(1)	貴重な動植物の生息・生育環境や生態系の保全のため、大規模な土地の改変・自然環境の著しい改変の回避に努める。 ※回避が困難な場合、自然環境並びに野生生物の生息環境等に対し影響の少ない構造や代替地の創出、在来種の活用や構造物の覆土等に努める。			
(2)	地元産木材の使用など、地域の自然素材の活用に努める。			
(3)	建築物・構造物・仮設物の構造及び形態、色彩、緑化等について、周辺環境・自然環境との調和及び良好な景観形成に努める。			
2. きれいな水と大地、さわやかな空気のもとで、穏やかに暮らせるまちづくり				
(1)	透水性舗装の積極的な導入や緑地面積の確保等により、自然の水循環に配慮する。			
(2)	節水型機器や排水再利用及び雨水利用設備の採用に努め、水資源の有効利用に配慮する。			
(3)	樹木等の存置や移植、現存植生を考慮した植栽、郷土種の採用や自然環境の多様性を高める植栽構成を検討する等、積極的な緑の保全や緑化に努める。			
(4)	日照障害、電波障害、風害の防止に努める。			
(5)	粉じんの発生及び飛散防止に努める。			
(6)	騒音及び振動の発生に配慮した工法や建設工事機械・設備を採用する。			
(6)	震災の発生防止に努める。			
(7)	工事中による周辺環境への影響回避に努める。			
3. 全ての物を健全に循環させ、資源を大切にできる環境負荷の少ないまちづくり				
(1)	建設（資材）廃棄物・発生土等の排出抑制、有効利用（再資源化等）、適正処理に努める。			
(2)	建設（資材）廃棄物の再資源化を図るとともに、再資源化が困難なものについては適正処理する。			
(3)	建設（資材）廃棄物の再資源化により得られた物・資材を優先して利用する。			
(4)	構造物・建築物の長寿命化及び維持管理の低減に努める。			
(5)	将来における環境変化に対応するため、建築物のフレキシビリティの確保に努める。			
(6)	国等による環境物品等の調達の推進に関する法律及び五家市グリーン購入基本方針に基づき、公共工事において積極的な調達に努める。			
4. 次世代のために地球環境の保全に貢献するまちづくり				
(1)	高効率機器、再生可能エネルギーの導入に努める。 空気調和設備・換気設備の新設・更新にあたっての措置 ボイラー設備・給湯設備新設・更新にあたっての措置 照明設備・昇降機の新設・更新にあたっての措置 受変電設備・BEMSの新設・更新にあたっての措置 発電専用設備・コージェネレーション設備の新設・更新にあたっての措置 事務用機器・民生用機器の新設・更新にあたっての措置 業務用機器の新設・更新にあたっての措置 電気使用設備の新設・更新にあたっての措置 再生可能エネルギーの導入 その他			
(2)	高断熱・高气密といった省エネルギーに配慮した設計・建設資材の活用に努める。			
(3)	フロンを使用する工法を避ける。			
(4)	公共工事に関連する環境法規の遵守を徹底する			
		集計	0	0
特に環境保全に配慮した又は効果のあった事項				



## 五泉市公共工事環境配慮指針

策定（初 版） 平成22年3月

改正（第二版） 平成27年4月

編集・発行 五泉市環境対策推進本部  
（事務局）環境保全課

〒959-1692 五泉市太田 1094 番地 1  
TEL 0250-43-3911 FAX 0250-41-0006  
E-mail [kankyo@city.gosen.lg.jp](mailto:kankyo@city.gosen.lg.jp)